

交連協の活動紹介

高齢者交通安全研修会（7月26日）

警察官及び交通指導員による講話を実施し、高齢者による交通事故防止を図りました。



勝毎花火大会交通誘導（8月13日）

イベント参加者が安全に通行できるよう、交通誘導を実施しました。



交通事故パネル展（8月14日）

おびひろ平原まつりに合わせ、事故状況のパネル展を実施しました。また、来場者に対し、交通安全啓発資材を配布し、交通安全意識の向上を図りました。



交通事故抑止総決起大会（9月10日）

秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）に先駆けて、中央公園において、関係機関が集結し、総決起大会を実施しました。



ハンドサインでストップ運動実施中

ハンドサインについては、今年度より、北海道警察が交通事故死者数の減少を図るため、歩行者と車の運転手相互のマナーアップを目的に、歩行者保護者運動を実施することとなったものです。信号機のない横断歩道において、歩行者とドライバーがお互いに手で合図し合うハンドサインは、横断時に意思疎通が図れる有効な手段であり、横断歩行時の交通事故防止につながることを期待できることから、本運動の周知を図っていきます。

歩行者は

～左右の安全を確認し、手をあげるなどの合図（ハンドサイン）で、ドライバーに横断する意思を明確に伝え横断しましょう。

ドライバーは

～横断しようとする歩行者を発見した際は、横断歩道手前で停止後、歩行者に対して「お先にどうぞ」と手で合図（ハンドサイン）しましょう。



冬道の交通事故防止に向けて

これからの時期は、降雪により路面が圧雪及び凍結路面となり、スリップなどによる冬型の事故が懸念され、さらに、雪山などで見通しが悪くなり、歩行者の危険性も増加します。

冬型の交通事故防止のため、運転者も歩行者も冬道や冬の特性を理解し、以下の点を遵守し交通事故防止に努めましょう。

1 時間に余裕を持った計画を！

お出かけの際は、天気予報や道路情報等を確認し、悪天候が予想されるときは、不要不急の外出を避け、下記の点に注意し、交通事故防止に努めましょう。

○余裕を持った予定を立て、到着時間やルートをあらかじめ家族や訪問先に伝えておきましょう。

○目的地までの天気・道路状況をテレビ・ラジオ等で確認しましょう。

○大雪や吹雪で視界が悪く、運転が困難だと予想される際は、出発時刻の変更や公共交通機関の利用などを検討しましょう。



2 「急」のつく運転はやめましょう！



滑りやすい冬の路面での急のつく運転は、交通事故を起こす危険性があるのでやめましょう。

「急ブレーキ」～タイヤがロックしてコントロール不能になる

「急加速」～車の姿勢が乱れスピンを起こしやすくなる

「急ハンドル」～車の姿勢を乱してスリップやスピンになる

3 危険を予測した慎重な運転を！

凍結路面では、乾燥路面よりも制動距離が非常に長くなるので、速度を控え、車間距離は乾燥路面の際より、2倍以上となるよう十分に距離をとって運転しましょう。

また、吹雪による視界不良時は、歩行者や対向車から自分の車を認識してもらうために、日中でもライトを点灯してください。



4 歩行者も安全対策を！



凍結路面では、車も止まりにくく交通事故につながるおそれがあるので、歩行者の方も以下の点に注意してください。

○冬靴など滑りにくい靴を履きましょう。

○雪山の陰から車道に出る際は、確実に左右の安全確認をしましょう。

○夜間外出する際は、夜光反射材を身に着け、車から気づいてもらいやすい工夫をしましょう。

交通安全活動に参加してみませんか

交連協では、交通安全活動にご協力いただけるボランティアの交通指導員を募集しています。

主な活動は、交通安全啓発活動、各地域の小学校の登下校の見守り等で、制服は貸与いたしますので、交通安全活動に興味がある方はぜひ、下記の連絡先にお問い合わせください。

■連絡先■

交連協事務局(帯広市役所 危機対策課交通防犯係)

TEL 0155-65-4131 E-mail safety@city.obihiro.hokkaido.jp





飲酒運転根絶に向けて



北海道では、小樽市及び砂川市において発生した飲酒運転事故を契機として、平成 27 年 12 月 1 日に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されましたが、いまだ飲酒運転による事故が、道内において後を絶たない状況になっています。

飲酒運転は、自分で大丈夫だと思っても、正常な判断能力を失っており、重大な事故を引き起こす原因となることから、絶対にやめましょう。

また、運転者以外に車両同乗者、車両・酒類提供者も厳重に処罰されますので、絶対に飲酒運転はしない、させないを厳守し、飲酒運転の根絶に努めましょう。

また、今年の 11 月 1 日から自転車の運転に伴う酒気帯び運転(車両提供、同乗、酒類提供含む)も処罰の対象となりましたので、車、自転車問わず、飲酒運転は絶対にやめましょう。

酒酔い運転

5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
違反点数 35 点、免許取り消し

車両提供の禁止

【酒酔い】
5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
【酒気帯び】
3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

酒気帯び運転

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
飲酒検知結果
0.25 mg/l 以上：違反点数 25 点、免許取り消し
0.25 mg/l 未満：違反点数 13 点、免許停止

酒類提供の禁止／同乗禁止

【酒酔い】
3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
【酒気帯び】
2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

こんな車を発見した場合は 110 番通報！

- ふらついて走行している
- 速度が異常に遅い又は速い
- 信号が青になってもなかなか発進しない
- 信号停止時、停止線のかなり前で停止する
- 酒に酔った様子の人や酒臭のする人が運転席に乗ろうとしている等



緊急性の無い飲酒運転情報は、北海道警察「飲酒運転ゼロボックス」へ！

飲酒運転ゼロボックスとは、飲酒運転ゼロを目指し、道民から緊急性の無い飲酒運転情報や、飲酒運転防止のアイデアを募集し、飲酒運転の根絶を図るものです。

緊急性の無い飲酒運転情報とは、
例：会社の同僚がいつも酒臭い状態で、車で出勤してくる、
ドライバーに酒を提供する店を知っている等
です。

携帯電話等で右の二次元コードを読み込むと、ゼロボックスのページへ移動し、飲酒運転情報を通報できます



【二次元コード】

～飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない～